

## 社債権者集会招集公告

平成 21 年 6 月 26 日

社債権者各位

東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号  
富国生命ビル  
株式会社日本エスコン  
代表取締役 直江啓文  
問合せ先 執行役員 古川格  
電話 06-6223-8067

株式会社日本エスコン第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP368833A766）に関して下記の通り社債権者集会を開催致しますので、ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面をもって議決権を行使することができます。

### 記

1. 日時 平成 21 年 7 月 22 日（水）午後 1 時 30 分
2. 場所 東京都港区虎ノ門 1-1-12 虎ノ門ビル  
TKP 虎ノ門ビジネスセンター カンファレンスルーム 3C
3. 会議の目的事項

議案 社債の全部についてする支払の猶予の件  
（議案の内容）

株式会社日本エスコン第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の全部について、平成 21 年 9 月 28 日まで、その支払を猶予する。

（提案の理由）

当社は、本日を償還期限とする株式会社日本エスコン第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本件第 2 回社債」といいます。）について本日までこれを償還できず、その結果、株式会社日本エスコン第 1 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本件第 1 回社債」といい、本件第 2 回社債と併せて「本件社債」といいます。）についても、本日の経過をもって期限の利益を喪失することになります。

既に公表されております通り、当社は、去る平成 21 年 6 月 22 日、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）の特定認証紛争解決事業者である事業再生実務家協会に対して事業再

生 ADR 手続の利用申請を行い、同手続の下で、取引金融機関から借入金元本返済の一時停止措置を受けつつ、事業再生計画案の協議を行い、同年 9 月 28 日開催予定の第 3 回債権者会議（なお、第 1 回及び第 2 回の債権者会議は、それぞれ同年 7 月 3 日及び同年 8 月 27 日に開催予定となっております。）において事業再生計画に対する承認を得、同計画に基づき再生を図ることを目指しております。事業再生 ADR 手続は、原則として金融機関を対象とするものであるため、本件社債の社債権者様を対象とするものではありませんが、事業再生 ADR 手続において策定される事業再生計画は、本件社債の社債権者様のご理解とご協力を前提とすることになる予定です。

そのため、本件社債についても、事業再生 ADR 手続における取引金融機関に対する借入金元本返済の一時停止と同様、平成 21 年 9 月 28 日までの間、支払を猶予していただき、事業再生 ADR 手続における取引金融機関との間の事業再生計画案の協議と併行するかたちで、その取扱いについて協議させていただきたく、本件第 2 回社債の社債権者の皆様に対し、本件第 2 回社債の全部について、その支払の猶予をお願いするものであります。

4. 本集会における議決権行使にあたりましては、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第 86 条第 1 項乃至第 3 項に従い、社債権者集会の 1 週間前（平成 21 年 7 月 15 日（水））までに、振替法第 86 条第 3 項の規定による証明書（以下「86 条 3 項証明書」といいます。）を、当社にご提示いただく必要がありますので、同日までに、下記送付先にご提出ください。なお、その際にご請求された社債権者様には、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を交付致します。ご提出していただいた 86 条 3 項証明書は、当社において社債権者集会終了までの間、一時お預かりをさせていただきます。86 条 3 項証明書の受領と引き替えに、当社より「預り証」を社債権者様に送付いたしますので、社債権者集会にご出席される場合には当該預り証の原本をご提示ください。当該預り証の原本の提示をもって社債権者集会において 86 条 3 項証明書の提示があったものとみなします。なお、書面による議決権行使を行う場合は、平成 21 年 7 月 21 日（火）午後 5 時必着にて議決権行使書面を下記送付先にご送付ください。

**86 条 3 項証明書及び議決権行使書面の送付先**

大阪市中央区伏見町 4 丁目 1 番 1 号 明治安田生命大阪御堂筋ビル 13F  
株式会社日本エスコン 大阪本社 広報・IR 室  
電話：06-6223-8067

5. 書面による議決権行使時の注意事項
- (1) 同一の社債権者様が重複して議決権を行使した場合において、行使内容が異なる場合は、最後に行使したものを有効なものとして取り扱います。
  - (2) 書面による議決権行使の場合、議決権行使書面に賛・否の表示がない場合は賛とし

て取り扱います。

(注)

- ① ご提出いただいた 86 条 3 項証明書は、社債権者集会終了後、預り証と引き換えにご返却いたします。
- ② 集会において議案通り決議が成立した場合には、当該決議について裁判所の認可を経た後、全ての社債権者様に対して効力を有するものとなります。この場合、遅滞なく電子公告を行います。

以上